

答 申 第 2 1 1 号

平成18年2月13日

千葉県知事 堂本暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年7月20日付け健指第592号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年6月22日付けで異議申立人から提起された、平成17年6月8日付け健指第386号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年6月8日付け健指第386号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 介護保険法の通所介護事業の事業者である鋸南町が、通所介護事業に要した費用に日常生活に要する費用を含めていたことは、介護保険法第41条第1項（同法施行規則第61条第1項を含む）違反である。
- (2) 公務員は、不正行為があった場合、放置することは許されない。それにも係わらず、千葉県の職員は、問題を先送りし、口裏を合わせ、不正受給した介護保険の事業者へ不当利得を故意に供与している。
- (3) 鋸南町が介護報酬の不正受給をしている違反は、社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会（以下「鋸南町社協」という。）の決算書でわかる。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

- 1 健康福祉指導課が所掌している事務上、介護保険法の違反についてわかる書類を作成又は取得していない。
- 2 健康福祉指導課として保有する行政文書を調査したところ、対象文書は作成又は取得していない。
- 3 鋸南町社協から提出された収支計算書は、異議申立人が主張する介護保険法の違法についてわかる書類ではない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、「通所介護事業者の鋸南町が居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支出している違法についてわかる書類（健指分）」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、健康福祉指導課が保有する行政文書の中で、通所介護事業者の鋸南町が居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支出している介護保険法上の違法についてわかる文書を求める趣旨であると解釈し、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していなかったため、本件決定を行った。

## 2 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、健康福祉指導課には本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

- (1) 実施機関は、そもそも健康福祉指導課が所掌している事務上、本件請求に係る行政文書は作成又は取得していないため、健康福祉指導課に本件請求に係る文書は存在しないと説明する。
- (2) そこで、千葉県組織規程（昭和33年千葉県規則第68号）を確認したところ、確かに、介護保険法の施行に関する事務は、保険指導課（医療整備課において所掌するものを除く。）及び医療整備課（介護老人保健施設に係るものに限る。）が所掌しており、健康福祉指導課が所掌する事務ではない。
- (3) したがって、健康福祉指導課が介護保険法の施行に関する事務を所掌していないと説明し、また、同課が保有する行政文書の中に、通所介護事業者である鋸南町の違法についてわかる書類を求めるといふ本件請求の趣旨を満たす文書の存在も確認できないことから、実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。
- (4) なお、異議申立人は鋸南町社協の決算書から介護保険法の違法がわかると主張しているため、鋸南町社協の収入、支出の状況が記載されている収支計算書を確認した。当該文書は、鋸南町社協が鋸南町受託金から日常生活に要する費用を支出していることはわかるが、通所介護事業者の鋸南町が居宅サービスに要した費用から日常生活に要する費用を支出していることすらわかるものではなく、まして異議申立人が求めるような違法の存在について記載されたものではなく、本件請求に係る行政文書とは認められなかった。

## 3 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 7. 21	諮問書の受理
17. 8. 25	実施機関の理由説明書の受理
17. 11. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩間昭道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務 代理者
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	

(五十音順：平成17年11月24日現在)